

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社IDOM		コード	7599
提出日	2026/4/17	異動（予定）日	2025/5/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員に選任されたため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	野田公一	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	伊藤聡子	社外取締役	○														○	新任	有
3	木村忠昭	社外監査役	○														○	訂正・変更	有
4	島田明恵	社外監査役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		野田公一氏は、上場企業の執行役員等の職歴を通じて、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しておりますので、これらを活かし、当社の経営全般において有益な助言をすることが期待できると判断しました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、独立性を有していると判断できるため、同氏を当社独立役員として指定するものです。
2		伊藤聡子氏は、報道情報番組キャスターや大学教授を務め、環境やサステナビリティ等の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般において有益な助言をすることが期待できると判断しました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、独立性を有していると判断できるため、同氏を当社独立役員として指定するものです。
3		木村忠昭氏は、自ら企業経営を行うほか、様々な企業の社外役員を務めた経験があり、企業経営に関して高い見識を有していることから、これらを活かし、当社の経営判断の合理性及び健全性の確保等に貢献することが期待できると判断しました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、独立性を有していると判断できるため、同氏を当社独立役員として指定するものです。また、同氏は、公認会計士の資格を有しております。
4		島田明恵氏は、様々な企業の執行役員等や独立行政法人における業務に関与した経験があり、豊富な経験に基づく高い見識を有していることから、これらを活かし、当社の経営判断の合理性及び健全性の確保等に貢献することが期待できると判断しました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、独立性を有していると判断できるため、同氏を当社独立役員として指定するものです。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。